

処 分 基 準

B - c - 1

令和3年1月28日作成

| |
|---|
| 法 令 名 : 質屋営業法 |
| 根 拠 条 項 : 第25条第1項 |
| 処 分 の 概 要 : 質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令 |
| 原権者 (委任先) : 愛知県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め : 質屋営業法第3条 (許可の基準) |
| 処 分 基 準 : 別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。 |
| 問 い 合 わ せ 先 : 愛知県警察本部生活安全部保安課行政処分係 (電話052-951-1611 内線3188) |
| 備 考 : |